

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）にシステムエンジニアとして雇用され、平成〇年〇月〇日から会社C支店に異動となって、顧客先であるD会社に派遣されてシステム開発等の業務に従事していた。

請求人によれば、D会社にシステムエンジニアとして在職中、長時間労働及び精神的緊張のために、平成〇年〇月〇日、左目が真っ暗で見えなくなる症状が発現し、その後、麻痺、感覚障害、失語が出現したという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、目が見えなくなること、手足がしびれること等を主訴にE病院に受診し、療養を継続していたところ、平成〇年〇月〇日、「反復性内頸動脈攣縮」（以下「本件疾病」という。）と診断され、その後、「脳梗塞」や「心筋梗塞」などを発症した。

請求人は、上記の疾病を発症したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した上記の疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだもので

ある。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人及び再審査請求代理人（以下「請求代理人」という。）は、平成〇年〇月〇日に本件疾病が発症したのは、長期間にわたり業務により過重な肉体的及び精神的負荷を受けたことが原因である旨述べ、具体的には、①本件疾病が発症するに至るまでの6か月間に月平均139時間を超える時間外労働に従事していたこと、②土・日の出勤及び徹夜勤務が重なり、疲労回復の機会を喪失していたこと、③システムエンジニア職であり、納期に追われ、緊張を継続する業務が頻繁にあったこと、④退職勧奨を受け、休職期間満了による解雇通知を受け、将来について不安を抱くようになって、大きなストレスを受けたことなどを主張している。

(2) ところで、労働者に発症した疾病が業務上の事由によるものであると認められるためには、業務に内在する危険としての有害因子が、労働者に接触ないしは侵入する等により発症したことが必要とされるものであり、基本的には、業務と発症原因との因果関係及びその発症原因と結果としての疾病との因果関係という二重の因果関係を必要とする。この場合の有害因子とは、業務に内在する有害な物理的因子、化学物質、身体に過度の負担がかかる作業態様、病原体等の諸因子を指すものをいい、一般的環境の場と労働の場において同一条件で発症の原因となるもの及び人の健康障害を引き起こすことの知見が得られてい

ないものは、一般に労働関係の場における有害因子とはされないものである。

- (3) そこで、請求人の就労状況等についてみると、F及びGの申述によれば、請求人は、具体的な労働時間数は明らかではないものの、恒常的に長時間労働に従事していたことがわかる。また、システムにおけるトラブルへの即時対応が求められるなど常時緊張状態にあったものとも推認されることから、請求人は、かなりの程度、業務による身体的又は精神的な負荷を受けていたものとみるのが相当であると判断し得る。

なお、請求人は、「脳梗塞の発症時期である平成〇年〇月〇日頃の勤務状況は、月60時間程度残業していたと思う。」「急性心筋梗塞の発症時期である平成〇年〇月〇日頃の勤務状況は、休日出勤はしていたが長時間労働はなかったと思う。」旨述べており、両疾病が発症した時期には、業務による過重な負荷があったものとは認められない。

- (4) 請求人に発症した本件疾病についてみると、H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「本件疾病は稀なもので、原因、根本治療については未だ不明である。」旨述べており、I医師も、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「本件疾病の発症時期は平成〇年〇月〇日と思われるが、患者数も非常に少なく、治療方法はまだ確立したものはない。原因の研究は端緒についたばかりであり、全く解明されておらず不明である。疲労時に多く発症するとの意見もあるが、その関係もまた不明である。」旨述べている。

この点、当審査会において、改めて精査したが、本件疾病に関する最近の医学雑誌の論文によれば、本件疾病の報告はわずか8例にすぎず、極めて稀であり、しかも、それら限られた症例間で共通した病因、病態は認められず、本件疾病の病因や病態については明らかではないと述べられている。さらに、本件疾病と精神的あるいは肉体的ストレスとの関連について言及した報告も見いだせない。

- (5) 以上の医学的見解を踏まえれば、本件疾病の発症原因については明らかではなく、業務による身体的又は精神的な負荷が本件疾病を引き起こすとする医学的知見が得られているとはいえないものと判断せざるを得ない。そうすると、当審査会としても、請求人の業務による負荷と本件疾病との間に医学的な因果関係を認めることはできないものと判断する。

なお、H医師は、上記意見書において、「本件疾病は、過労やストレスにより

誘発され、症状が多くなり、長引くことがわかっている。」、「発症時の過度な長時間労働及び心理的負荷が本件疾病発症のきっかけとなった可能性は否定できない。」旨をも述べているが、本件疾病の上記医学的見解において同医師も原因は未だ不明であると認めているところであり、当該意見は業務の影響についてその可能性を示唆したものにすぎず、採用することはできない。

(6) 以上からすると、業務による負荷と請求人の本件疾病との間に医学的な因果関係があるものとは判断できないから、請求人に発症した本件疾病を業務上の事由によるものであると認めることはできない。

(7) 請求代理人は、平成〇年〇月〇日当審査会受付の「第1 本件業務上疾病の再審査請求までの外観（入社から現在まで）を記述する」で始まる文書及び本件公開審理において、長時間労働が原因で本件疾病に罹患したものであって、いわゆる社会通念に照らして、業務上疾病が成り立つものであり、また、請求人は優に100時間を超える時間外労働を強いられており、業務上疾病が成立するのは当然のことである旨主張しているが、当審査会の判断は上記のとおりであり、同主張は採用できない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。